

佐賀市上下水道局ホームページ広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、佐賀市上下水道局広告掲載取扱要綱（以下「要綱」という。）に定める規定のほか、佐賀市上下水道局ホームページ（以下「ホームページ」という。）における広告物の掲載（以下「広告掲載」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類及び基準)

第2条 ホームページへ掲載する広告物は、リンクを設定した広告の画像を掲載して行う広告（以下「バナー広告」という。）で、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

- (1) 佐賀市上下水道局広告掲載基準
- (2) 別表に定める佐賀市上下水道局ホームページ広告掲載基準

(広告の位置等)

第3条 広告掲載を行うホームページにおける広告の位置、枠数等は、ホームページの目的を妨げない限度において、佐賀市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）が定める。

- 2 広告の枠数の変更、ホームページのデザインの変更又はホームページの管理上の理由によりホームページを変更する場合は、広告掲載中のバナー広告のホームページ上の位置をその広告を著しく損なわないと認められる範囲で変更することができるものとする。

(広告の募集)

第4条 広告の募集は、次に掲げるいずれかの方法により行うものとする。

- (1) 上下水道局ホームページ
- (2) 上下水道局が発行する広報誌又は印刷物
- (3) その他広告媒体

(広告掲載の申込み)

第5条 ホームページに広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、ホームページ広告掲載申請書（様式第1号）に、デザイン案等広告内容に関する資料を添え、管理者に申請しなければならない。

(広告掲載の承認等)

第6条 管理者は、前条に規定する広告掲載の申込みがあったときは、要綱第7条の規定により、広告掲載の承認の可否を決定し、申込者に通知するものとする。

(バナー広告の電磁的記録の提出)

第7条 前条の規定により広告掲載の承認を受けた者（以下「広告掲載者」という。）は、管理者が指定する日までに当該バナー広告の電磁的記録を管理者に提出しなければならない。

(広告掲載料)

第8条 広告掲載料は、1枠・1月あたり金2,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

2 広告掲載期間中に、災害などに起因する障害、ホームページのメンテナンス等によるホームページ公開停止期間を除き、上下水道局の都合によりホームページの公開ができない場合は、公開停止した時間を24時間で除して得た日数（小数点以下切捨て）に相当する金額を還付できるものとする。なお、1日あたりの金額は、契約額を契約日数で除した額（1円未満切捨て）とする。

(広告の変更)

第9条 広告掲載者は、広告掲載の開始日が属する月の翌月以降にバナー広告の変更をすることができる。この場合において、バナー広告の変更は、1月に1回までとする。

2 広告掲載者は、バナー広告を変更するときは、ホームページ広告掲載変更届（様式第2号）に、デザイン案等広告内容に関する資料を添え、変更日の20日前までに管理者に提出しなければならない。

(広告掲載の取り止め)

第10条 広告掲載者は、自己の都合により広告掲載を取り止めるときは、ホームページ広告掲載変更届を取り止める日の10日前までに管理者に提出しなければならない。

(免責)

第11条 広告掲載に関して、上下水道局が広告掲載者に対し、債務不履行責任又は損害賠償責任を負った場合は、その賠償額は広告掲載料を上限とする。

(補則)

第12条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月1日から施行する。

別表（第2条関係）

佐賀市上下水道局ホームページ広告掲載基準

（サイズ、画像形式、容量）

- 1 掲載する広告物のサイズ等は、特に定めがない限り以下の基準によるものとする。
 - (1) サイズ 縦50ピクセル×横160ピクセル
 - (2) 画像形式 GIF（アニメーション不可）又はJPEG
 - (3) 容量 10キロバイト以内

（禁止表現）

- 2 次の表現を含む広告物は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、誤解を与えたりするおそれがあるため、掲載しない。
 - (1) 「はい」「いいえ」「開く」「閉じる」「キャンセル」などのボタン
 - (2) アラートマーク（警戒・警報・待機状態とおもわれるもの）
 - (3) ラジオボタン
 - (4) テキストボックス（テキスト入力が可能に見えるもの）
 - (5) プルダウンメニュー（下部に選択肢があるように見えるもの）

（市の掲載情報との区分）

- 3 次の表現を含む広告物は、閲覧者が佐賀市の掲載情報の一部であるかのように混同するおそれがあるため、掲載しない。
 - (1) ホームページのコンテンツと類似の色調及び字体を使用するもの
 - (2) 市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、閲覧者が佐賀市の事業と誤解しやすいもの

（色調及び解像度）

- 4 広告物の色調及び解像度については、ホームページ全体の調和を損なわないようにするため、次の基準によるものとする。
 - (1) 文字色と背景色のコントラストを考慮するとともに、背景に画像、模様等を使用するときは文字が読みやすくなるように配慮しなければならない。
 - (2) 金銀色、蛍光色等は使用不可とし、極端な色使いとならないようにしなければならない。
 - (3) 広告物の文字、写真、イラスト等の解像度については適切な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

様式第1号（第5条関係）

ホームページ広告掲載申請書

年 月 日

佐賀市上下水道事業管理者 様

佐賀市上下水道局ホームページへの広告掲載を次のとおり申請します。

申請者	住所 商号又は名称 代表者氏名	(押印不要)
	業種	
担当者	部署・氏名	
	電話番号	
	E-mail	

掲載希望期間	年 月 から 年 月 まで
広告内容	
枠数	
その他	

様式第2号（第9条、第10条関係）

ホームページ広告掲載変更届

年 月 日

佐賀市上下水道事業管理者 様

佐賀市上下水道局ホームページへ広告掲載中の広告について、次のとおり届出します。

申請者	住所 商号又は名称 代表者氏名	(押印不要)	
	業種		
	担当者	部署・氏名	
		電話番号	
E-mail			

区分	変更・中止
変更(中止)期日	年 月 から 年 月 まで
変更内容	
その他	